② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　橋梁補修工事において、開札時に「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者で構成された共同企業体。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次表に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

① 単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

道路橋の橋梁上部工の新設、補修又は補強を行った工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

道路橋の橋梁上部工の新設、補修又は補強を行った工事

⑸ 配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

① 主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､専任を要する期間は､橋梁補修工事に係る工事経験を有する技術者は橋梁補修工事の工事現場が稼働（準備工事を含む｡)している期間とする。

② 配置予定技術者の工事経験

単体及び特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合

現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち、１名以上が、元請けとしてしゅん功認定された次表に示す同種工事の経験を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

・道路橋の橋梁上部工の新設、補修又は補強を行った工事

③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

３ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び簡易な施工計画から付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵ 技術評価項目及び技術評価指標

企業の評価について

「評価項目」

労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況

「評価指標」

認証有：ＯＨＳＡＳ、ＩＳＯ45001又はＣＯＨＳＭＳの認証取得済

認証無：未取得

「項目別配点」

有：30点

無：０点

「評価項目」

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

「評価指標」

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済

可：未取得

「項目別配点」

優：30点

良：15点

可：０点

・技術評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

・特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

・発注機関を指定していない項目については、国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人での発注とする。

簡易な施工計画の評価について

「評価項目」

鋼トラス内の狭隘な空間での耐震補強工に関する安全管理について、以下の施工計画を提出する。

・施工上配慮すべき事項とその対応

「評価指標」

優：施工計画が適切であり、優れた工夫がみられる。

良：施工計画が適切であり、工夫がみられる。

可：施工計画が適切であるが、工夫がみられない。

不採用：施工計画が適切でない。